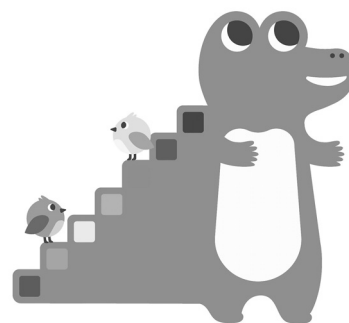


つみたてNISAをはじめませんか

つみたてNISAは、昨年1月から開始された、少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です。毎年40万円を上限に、つみたてNISA口座を通じて購入した投資信託の配金と売却益（譲渡益）が、20年の間、非課税となります。また、投資可能な金融商品は、長期・積立・分散投資に適した、リスクやコストが抑えられたものに限定されており、投資初心者をはじめ幅広い年代の方にとって利用しやすい仕組みとなっています。



類似の制度であるiDeCo（個人型確定拠出年金）との違いとして、つみたてNISAは途中解約が可能であることや、60歳以上であっても利用可能であることなど、より柔軟な活用が可能となっています。

金融庁は、家計の安定的な資産形成のサポートのため、つみたてNISAの普及につとめています。その一環として、11月山形県においても、40名の一般投資家を集め、「つみたてNISA Meetup」を開催したところです。

また、金融庁は、投資をはじめのきっかけを身近な場で得られるような環境を整えるべきとの観点から、「職場つみたてNISA」の取り組みを広めています。具体的には、財務局・財務事務所とも連携し、各職場に、職場のポータルサイトでのつみたてNISAの紹介や金融機関担当者によるセミナー開催などを呼びかけています。「職場」で「つみたてNISA」してみませんか？

→ 詳細は金融庁ウェブサイトまで

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/index.html>

山形県の特定（産業別）最低賃金が改正されました！

特定（産業別）最低賃金	最低賃金額		効力発生日
一般産業用機械・装置等製造業	時間額	837円	H30.12.25
電気機械器具等製造業	時間額	821円	
自動車・同附属品製造業	時間額	836円	
自動車整備業（整備に携わる者に限る）	時間額	840円	

※特定（産業別）最低賃金は、県内4つの産業の基幹的労働者に適用され、山形県最低賃金を上回る額で設定されている最低賃金です。

【問合せ】山形労働局 労働基準部 賃金室 TEL.023-624-8224